

## 第21回 安来市農業委員会議事録

平成31年3月22日 午後2時00分 第21回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

|            |             |             |             |
|------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 北中 宏一君 | 2 番 武上 隆雄君  | 3 番 杉原 建君   | 4 番 木戸 芳己君  |
| 5 番 仲佐 久子君 | 6 番 北川 正幸君  | 7 番 安松 智君   | 8 番 藤原 明紀君  |
| 9 番 増田 和夫君 | 10 番 板垣 裕志君 | 11 番 新田 里恵君 | 12 番 塩見 秀雄君 |
| 13 番 板金 悟君 | 14 番 渡邊 克実君 | 15 番 佐々木吉茂君 | 16 番 岡田 一夫君 |
| 17 番 吉村 正君 | 18 番 齋藤 哲君  | 19 番 渡辺 和則君 |             |

### 2. 欠席委員

なし

### 3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 原 美穂子君

### 4. 議事案件

|       |                                                         |
|-------|---------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名                                              |
| 日程第 2 | 会期の決定 平成31年3月22日 1日                                     |
| 日程第 3 | 議第82号 農地法第3条の規定による許可申請について                              |
| 日程第 4 | 議第83号 農地法第4条の規定による許可申請について                              |
| 日程第 5 | 報第84号 農地法第4条の規定による届出について                                |
| 日程第 6 | 報第85号 農地法第5条の規定による届出について                                |
| 日程第 7 | 議第84号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について                      |
| 日程第 8 | 議第85号 農用地利用集積計画の決定について                                  |
| 日程第 9 | 議第86号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について |
| 日程第10 | 議第87号 下限面積（別段の面積）の設定について                                |
| 日程第11 | 報第86号 農用地利用配分計画の認可の公告について                               |
| 日程第12 | 報第87号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について                           |
| 日程第13 | 報第88号 農地法第18条の規定による通知について                               |

### 5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第21回安来市農業委員会を始めさせていただきます。  
本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。  
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、

第21回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：岡田 一夫君  
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君  
ありません。

議長：岡田 一夫君  
日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により7番 安松委員、8番 藤原委員 を指名いたします。

議長：岡田 一夫君  
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。  
ここで事務局より報告があります。

事務局：堀江 雄二君  
議事に入る前に、議案の修正が1か所ございます。日程第9 議第86号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付けあっせん申出書の提出について、別紙資料3の1ページの「2 借入希望期間」の終期は「平成41年6月30日」は「平成41年4月30日」に修正をお願いいたします。申し訳ございません。

議長：岡田 一夫君  
日程第3 議第82号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君  
2ページをご覧ください。議第82号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページから4ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、5件で、すべて「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①小作人の有無については、申請農地につき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が50aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約300m 農機具は、軽トラック1台、草刈機1台を所有しています。その他の大農機具については、作業受託で対応しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。2番は受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約10m

農機具は、軽トラック1台、草刈機1台を所有しています。その他の大農機具については、作業受託で対応しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。3番は耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約500m 農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり、420,000円です。4番は耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約150m 農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、草刈機1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり、420,000円です。5番は耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約100m 農機具は、田植機1台、トラクター1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり、420,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について7番 安松委員 お願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。1番案件について説明させていただきます。申請地の場所ですが、筆数が多いので少しまとめて話をさせていただきます。JR安来駅から国道9号線を米子方面へ約4.8km行くと門生の交差点がございますが、この交差点と門生踏切の間に1筆、それからJR山陰本線の南側に7筆、それから門生集落の北側に隣接する場所に6筆、さらに北側の中海町に隣接する7筆が申請地でございます。譲受人と譲渡人は実の親子であり、譲渡人が高齢となり、子に贈与するものでございます。譲受人は夫が亡くなっており、主要な機械作業が出来ないことから、一連の主要機械作業は第三者に作業委託をしておりますが、通常的な管理作業は現在も譲受人が行っており、申請地を従来通り活用することから、周辺農地への影響はないと考えております。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 11番 新田委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。2番案件の申請場所の説明を行います。伯太庁舎前の主要地方道安来伯太日南線を安来方面に7km下り、山辺交差点を右折、200m行き清水方面に右折、約500m行った右側の農地です。譲受人は農事組合法人サンアグリ宇賀荘東の圃場整備区域内の農地を所有していますが、現在は利用権設定と作業受託にて作業を依頼しているため大農機具は所有していません。譲渡人とは隣同士で、離散により廃屋と化し、農地も耕作放棄地となっており大変困っている状況です。贈与で取得後は耕作放棄地を再生し自家用野菜を作付けする予定です。周辺農地に影響を与えることはないと思いますので、委員の皆様の審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

3番、4番、5番の案件について 18番 齋藤委員 お願いします。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。3番、4番、5番とまとめて説明させていただきます。まず3番案件の申請

場所でございますが、情報高校東側の大堀川という用水路に沿って高校敷地から北へ3枚目、それから東へ3枚目と4枚目の田でございます。申請人は18, 051㎡を所有し、意欲的に営農に取り組んでおられます。今回の申請は譲渡人が農業縮小を考えたためで、取得後は同じ利用方法で耕作するため周辺の農地に影響はないと考えております。続きまして4番案件の場所は主要地方道安来木次線の切川地内の旧道から、新しいバイパスが出来ます信号の交わることを、西側に農道を入れて3枚目の田でございます。申請人は農地を23, 129㎡所有し意欲的に営農に取り組んでおり、今回の申請は譲渡人と農地利用集積のためで、取得後も同じ利用方法で耕作されるため周辺農地に影響はないと考えております。続きまして5番の場所は主要地方道安来木次線の東中津町内から西に市道を約300m入った工場の敷地から東に2枚目と3枚目の田でございます。申請人は農地を12, 778㎡所有し、意欲的に営農に取り組んでおられます。取得後も同じ利用方法で耕作されますので、周辺の農地に影響はないと考えております。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。2番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。3番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。4番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求

めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。5番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 議第83号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

5ページをご覧ください。議第83号 農地法第4条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。6ページに案件の内容、7ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農用地区域内農地です。転用の目的は、農機具庫・肥料倉庫・資材置場で、農業用施設となります。申請者は、認定農業者として事業を拡大しており、そのため、農機具庫や農業用資材等を置くスペースがなく、簡易な車庫の利用、自己所有農地に野ざらしで置いている状況であり、不便が生じています。この状況を解消するため、農機具庫・肥料倉庫・資材置場の整備を計画しました。目的の性質上、自宅近くに設置する必要があり、農地以外の適地を探しましたが見つからず自己が所有する農地に整備するものです。これは、申請に係わる農地を農用地利用計画において指定された用途に供するためのものであり、農地法第4条第6項ただし書きに該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 6番 北川委員 お問い合わせします。

6番 北川 正幸君

6番 北川です。7ページの位置図左下の縮小図をご覧ください。北から南西に走る国道432号線に布部水力発電所、下布部トンネルがあります。トンネルの手前を南東方向に約700m行ったところが申請場所でございます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を1班18番 齋藤委員 お問い合わせします。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。現地調査の説明をさせていただきます。今月の調査班は1班が行いました。

3月20日、13時30分から委員会会議室で、班長の板垣委員、北中委員、武上委員、木戸委員、板金委員、吉村委員と私、齋藤の7名が出席し、事務局から説明を受けました。現地へは調査班及び事務局より堀江係長が同行し、地元委員の北川委員、渡辺委員の説明がありました。今回の申請は4条申請で農機具、肥料倉庫の建設及び資材置場の申請でございます。転用要件につきましては先ほどの事務局の説明の通りでございます。転用目的につきましては認定農業者として事業拡張をしたことで農業資材や農機具を置くスペースがなく、現在は簡易な車庫の利用や野ざらしで置いている状態で、本申請地に施設用地を確保し、効率化を図るものでございます。施工方法につきましては、地盤が低い北側と東側については土砂の流出を防ぐため法面を施工して、境界から1m離して縦1.5mの造成を行うものでございます。農機具庫につきましては12×6mの72㎡を予定しております。雨水の処理方法につきましては、北側にある既存の水路に放出、汚水は発生しません。書類等につきましても土地改良、水利組合、隣地の同意書等の書類はございました。慎重に審議した結果、調査班としましては転用に問題はないと判断しましたので調査報告といたします。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君  
地元委員から補足説明がありましたら説明をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第5 報第84号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君  
8ページをご覧ください。報第84号 農地法第4条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。9ページに案件の内容、10ページから11ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は月極駐車場です。2番は、転用目的は個人住宅です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番、2番の案件について9番 増田委員 それぞれ申請場所の説明を求めます。

9番 増田 和夫君  
9番 増田です。申請場所の説明をいたします。10ページの位置図の枠外から説明しますと、国道9号と県道広瀬荒島線が交差する交差点から西へ約900mを右折し、すぐに左折して旧国道に入ります。それが位置図の上の方にある道路に該当します。そこから約900m行ったらところが1番案件の場所でございます。2番案件の場所はそこから約300m西に進みます。11ページ右上の猿田彦神社沿いの川の西側にございます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第6 報第85号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

12ページをご覧ください。報第85号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。13ページに案件の内容、14ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は専用住宅用地で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について 地元委員 4番 木戸委員 申請場所の説明を求めます。

4番 木戸 芳己君

4番 木戸です。14ページをご覧ください。左上に主要地方道安来木次線と高速道路の交わる交差点があり、写真館前の道路を50m広瀬方面へ進み左折し、伯太川堤防に突き当たる場所が申請地です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 議第84号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

15ページをご覧ください。議第84号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定については、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。市から意見を求められたのは、除外1件で、うち伯太地域1件です。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：伊藤 豪君

農振法の担当をしております、農林振興課の伊藤です。よろしくお願いします。まず最初に、今回の変更案件は、通常の変更スケジュールでは6月と12月に本総会にて審議いただくこととなっておりますが、安来市が計画通り事業を実施するために申出があったものであり、特別に変更手続きを行うものでございます。農用地区域から除外予定の面積は、4,434㎡で工場事務所等用地の1件です。資料の1ページに全体面積と変更理由別面積を掲載しております。変更土地調書が4ページ、広域の位置図は5ページです。変更案件の伯太町東母里の工場事務所等用地関係の資料は位置図が6ページ、切図が7ページ、土地利用計画図が8ページ、現況図が9ページにあります。この事業は安来市が工業団地の造成し、企業に用地買収を行う計画です。ご存知のとおりですが、安来市は日立金属（株）安来工場を中心とする金属加工製造業の多くの企業が立地し市の重要産業となっています。市内には3箇所の工業団地がありますが、いずれも企業立地が進み、分譲が行える余裕地がない状態が続いていました。この状況を受け、これまでの経過ですが、平成26

年度から新たな工業団地の検討調査に取り組み、平成28年度に一旦候補地を選定、測量調査を行いました。地盤が悪く開発を断念しています。29年度から再度3箇所の候補地選定を行い、山陰道との利便性、開発の容易性、周辺企業の立地状況等勘察し、30年度より測量・調査・設計を行い、新たに仮称ですが「新安来工業団地整備事業」として行うものです。計画地は中山間地域で、山陰道安来ICから10km 所要時間13分、米子西ICから7km 所要時間9分の位置にあり、山林を主とした標高20mから60mの丘陵地132,575㎡ 約13.2haを開発区域として5.52ha、6区画の企業分譲地を造成するもので、市道を介して東側に接する既存の工業団地と一体の工業団地とする計画であります。この開発区域の中に2つの谷部があり、うち1箇所の谷部に農用地2筆4,434㎡が在していますが、計画分譲地の形状の関係から申請農用地に主として防災施設の洪水調整池を設置せざるを得ず、やむなく計画区域内としたものであります。対象農地は、山林に囲まれた谷間の最深部に位置しており、集団化、農作業の効率化等への支障はないと考えます。以上、農振除外案件についてご説明いたしました。ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

この案件につきましては、事前に農地対策委員会を開催し、現地調査をしておりますので、13番 板金委員長の報告をお願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。農業振興地域整備計画の変更について、今月12日午前10時より、農地対策委員会の岡田会長、渡辺代理、齋藤委員、吉村委員、木戸委員、杉原委員、北中委員と私を含めた8人と事務局より堀江係長が出席し、農林振興課 伊藤係長より現地確認をしながら変更理由の説明を受けました。その後、会議室において委員で検討した結果、委員会としては申請された除外申請につきましては許可妥当であるという結論に至りました。委員の皆様のご審議をよろしく願いします。

議長：岡田 一夫君

只今、説明並びに報告がありました。質問のある方はご発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので、ここで、意見を取りまとめたいと思います。事務局から意見について提案願います。

事務局：竹内 章二君

先ほど板金委員長よりご報告がありました。農地対策委員会の皆様は同意でございましたので、農業委員会の意見としては、都市計画法等の関係法令を遵守し、整合性を図ることの意見を付した方が適當ではないかと考えます。宜しく願いします。

議長：岡田 一夫君

只今、事務局から提案がありました。他に何かご意見はありませんか。

議長：岡田 一夫君

それでは、質疑がないようですのでこの案件について事務局提案のとおり意見を付すことについて、賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については意見を付して市長に報告することにします。

議長：岡田 一夫君



日程第8 議第85号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、11番 新田委員 の退席を求め、併せて私 岡田も退席いたしますので、議第85号の議事につきましては、渡辺会長代理が議長を務めますのでよろしくお願いします。

議長：渡辺 和則君

それでは、議事を進行します。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

17ページをご覧ください。議第85号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、別紙資料2の1ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が262件、325, 883㎡、使用貸借が81件、118, 926㎡、全体で343件、総面積が444, 809㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼いたします。議第85号について説明いたします。詳細は別冊資料2の2ページからです。今月の利用集積計画は番号104番～107番、109番が農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。それ以外の番号1番～103番、108番はいわゆる利用権設定の申請であり、いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：渡辺 和則君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番 吉村 正君

よろしいでしょうか。

議長：渡辺 和則君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。18番ですが、新たに新規に契約される方のように、どういう営農をされるのか分かればお願いします。

農林振興課 種田 容子君

失礼します。18番の方は半農半Xとして、比田でレンコンを作られます。Xの方はえーひだカンパニーの役員をされるということです。

17番 吉村 正君

はい、わかりました。

7番 安松 智君

はい。

議長：渡辺 和則君

7 番 安松委員。

7 番 安松 智君

7 番 安松です。先ほど吉村委員からの質問の経緯についてですが、実は先般、農業振興対策委員会での案件について議題になりましたので少し説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議 長：渡辺 和則君

はい。

7 番 安松 智君

7 番 安松でございます。今回、農地利用集積計画の中に新規就農者が2名おられます。この2名の就農計画について、3月12日に農業振興対策委員会を開催いたしましたので説明させていただきます。今回の新規就農者は島根県が平成22年度から推進している半農半Xという制度で就農される予定で、農林振興課の担当係長からこの制度の説明を受けました。この制度は、農業を営みながら他の仕事にも携わり、双方で生活に必要な所得を確保する仕組みで、定住対策として進められている施策でございます。半農半Xの主要件としては、1つ、県外からU I ターンして概ね1年以内、ただし、地域おこし協力隊従事期間等は除くということです。2つ目は農業経営開始時の年齢が原則65歳未満。3つ目が農産物の販売金額が50万円以上の営農予定。この要件を満たせば、就農前研修経費助成や定住定着助成などが県から受けられることになっております。県では8年前からの取り組みですが、安来市では今回の2名が初めての対象者とのことです。1人目は先ほどご指摘のありました18番案件の譲受人で、現在えーひだカンパニー株式会社の取締役をしておられますが、平成27年4月より地域おこし協力隊としてI ターンされ、任期終了後、木工製造を活用して引き続き市内で生活し、農業と法人の役員業務の双方で生活する計画でございます。栽培作物はレンコンで、6,692㎡の農地を借りて、1年目は10aの栽培から始め、耕作放棄地の復旧を進めて、5年目は50aの栽培を目指すという計画をしております。2人目は、77番及び78番の2つの案件の譲受人で、1人目と同じく平成27年度から地域おこし協力隊として安来にI ターンされ、本制度を活用して引き続き安来市内で生活しながら農業とえーひだカンパニーの農作業並びに酒蔵での仕事をされる予定です。栽培作物はハウスでのミニトマト及びメロン並びに露地野菜で、5,625㎡の農地を借りる。当面ハウス3棟からハウス栽培を行い今後空きハウスが出れば規模拡大を行いたいという希望を持っておられます。なお、安来市では、半農半X定住モデルを設定しており、県では農業部門の販売金額を50万円以上としておりますが、安来市では販売金額ではなく、目標とする所得を平たん部においては農業部門80万円、X部門120万円、合計200万円、それから中山間地域では、農業部門が50万円、X部門100万円、合計150万円と定めており、市の審議会でのこの2名を半農半X対象者としてすでに認定されたとのことです。経営面積が下限面積以上で、市の審議会認定されていることから、農業振興対策委員会として可否を審議するような案件ではないと判断しましたので、一応計画の内容を確認したということで報告をさせていただきます。以上でございます。

議 長：渡辺 和則君

ありがとうございました。他に質疑がございますか。

10番 板垣 裕志君

関連したことでよろしいですか。

議 長：渡辺 和則君

10番 板垣委員。

10番 板垣 裕志君

10番 板垣です。本件は私にも相談がございまして、レンコン栽培に1反もあれば十分であるが、田ん

ぼを借りる際に下限面積の問題が出まして、半農半Xというものが当初我々もわからなかったもので、いろいろ聞きましたら先ほどご説明いただいた通りでしたけれど、このもう一方の方も同じくメロンを作っておられますが、この方々が5反以上借りても、農機具が無いわけです。該当農地は里部と違って畦畔が多いので、草刈でも相当な労力を要するため、何とかならないかと相談をしたけれどもそれがなくて今回の借り入れになったわけですが、もうちょっとそういう話を我々にもわかるような方法で出していただきたい。田んぼを借りたいと相談に来られて話を聞いたら結局そういう状況だったということで、安来市でされるから我々はよいということだと思いますけど、もう少し農業委員会にも投げかけてもらいたいと思います。この度、初めてこういう制度を活用されるということで、状況としては、現在お二人ともえーひだカンパニーでやっているからこれだけの農地を借りても周囲の協力を得られますが、1人でやろうと思ったら大変なことです。比田の中で5反以上の田んぼを機械もなく、作業委託で全てやってもらうことになりますけど、本当にやれるのかというところで考えてもらわないといけないのではないかと思います。よろしくお願いします。

議長：渡辺 和則君

板垣委員の質問につきましては、農地対策委員会で下限面積等を視野に入れて検討している最中でございます。これもケースバイケースで、今後色々と事案が生じた場合の対応を検討中でございますので、先ほどのご発言内容についても委員会等で相談させていただいて、皆さんに諮りたいと考えております。

10番 板垣 裕志君

利用権設定の議案になり初めて委員会に諮られているわけですね。これが、事案が生じて話が出た時に委員会にかけていただきたいというのが私の意見ですけれども、どうでしょうか。もっと早く、借りられるまでにだったら2反とか、これぐらいならどうかというような相談でも出来ないものでしょうか。

議長：渡辺 和則君

下限面積のことになると思いますので、農地対策委員会で担当し、相談、検討していただいている最中でございますので。

10番 板垣 裕志君

本件の2名については、もう結論が出てしまいますよね。本日、許可を出せばこのまま何年も続く。そうすると今後大変な労力が必要になるわけで、出来るかなと心配しています。

事務局：竹内 章二君

少し事務局の方から説明をいたします。後ほどご審議いただきますが、下限面積の2項の部分ということで今回は農地対策委員会の方で協議を重ねていただいた結果、議案として載せております。これは最低1年に1回ということを議会でも申し上げましたが、月が決まっているわけではなく、1年通した中で必要に応じて農地対策委員会等に、只今、板垣委員が意見を出されましたので、それに基づいて委員会で議論されていくのではないかと考えております。ただ、法律的には今回の議案に載っておりますので、この2件は諮っていただき、先ほどのご意見については、本日以降、農地対策委員会へ投げかける形で議論というふうに思っていただければと思います。何年も先というのではなく、委員会の方で次いつ委員会を開催するのか決定し、議論されると思っています。

議長：渡辺 和則君

よろしいですか。

10番 板垣 裕志君

はい。わかりました。

議 長：渡辺 和則君  
他にございませんか。

17番 吉村 正君  
関連でよろしいでしょうか。

議 長：渡辺 和則君  
17番 吉村委員。

17番 吉村 正君  
17番 吉村です。下限面積関係でいくと25番も他に経営面積があるのですか。5反に満たないですが。

農林振興課 種田 容子君  
25番の案件は、譲受人は法人の方に1.5haほど貸付けをしており、議案書には載っておりません。

事務局：堀江 雄二君  
失礼します、補足説明をさせていただきます。該当の譲受人の耕作面積が約2反未満、それで今回借りる農地を足しても5反に満たないのではないかと、というご質問かと思えます。先ほど農林振興課から説明があったのはこの譲受人がそもそも約1.5haの農地を自身が加入している農事組合に貸付けていますので、譲受人もその構成員のためシステムの関係で議案書に反映が出来ないのですが、下限面積50aは満たしております。

17番 吉村 正君  
今後その辺りをシステムの中で反映出来れば、分かるような表示も検討願います。

議 長：渡辺 和則君  
他に質問はございませんか。

議 長：渡辺 和則君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：渡辺 和則君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。  
この際、11番 新田委員 16番 岡田委員 の退席を解除します。それでは、ここで議長を交代します。

議 長：岡田 一夫君  
日程第9 議第86号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申請書の提出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君  
19ページをご覧ください。議第86号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申出書の提出について このことについて、別紙のとおり申出書の提出があったので審議を求めるものです。申出書の内容等につきましては、別紙資料3に掲載しておりますのでご覧下さい。今月の農地借入あっせん申出は2件です。詳細については、農林振興課の方から説明します。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼いたします。議第86号についてご説明いたします。資料は別冊資料3でございます。公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付事業要領第5条により貸付あっせん申出書の提出がありましたので、市を経由して農業委員会へ提出いたしました。今月は2件ございます。1件目1ページからの申出者は干拓地内において既に営農をしており、ニンニクを中心に規模拡大をするものです。2件目については6ページ目からの資料です。申出者は他市で認定農業者の認定を受けております。近隣に適格な農地が確保できず、安来干拓地内において露地野菜を栽培される計画です。あっせんの適格者の可否のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

この案件につきましては、7番 安松農業振興対策委員長の報告をお願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申出に関する農業振興対策委員会の報告をさせていただきます。今回の申出は2件ございます。1件目の案件は、安来地区の農業振興公社保有地3筆、8, 288㎡のあっせんの申出ですが、申出者は現在も干拓地12筆、約320aでニンニクを主体に栽培を行っており、自作地の水田の水稻栽培を含めて農業経営を行っておられます。その経営をさらに拡大するため今回の中海干拓農地貸付あっせんの申請をされました。2件目の案件は、公社保有地24筆、73, 792㎡のあっせんの申出ですが、申出者は出雲市平田町で約67haで水稻栽培、ブロッコリー等の野菜、蕎麦、WCS、作業受託、菌床しいたけ栽培を行っておられ、昨年4月に個人形態から法人となられた認定農業者でございます。その経営をさらに拡大し樹立した形態を目指すために今回干拓地を7.4ha借り入れ、キャベツの栽培を開始しようとするもので、今回の中海干拓農地貸付あっせんの申請をされたものでございます。さらに将来は干拓地の借入面積を拡大したいという考えを持っておられます。この2件の案件につきまして、3月12日に開催されました農業振興対策委員会で事務局の堀江係長から説明を受け、その後現地を確認いたしました。1件目の案件はすでに所有している干拓農地も適正に耕作されており、また2件目の案件は県内他市で農業経営の法人経営の実績がある認定農業者であり、営農計画の内容も妥当であると認められることから、2件の案件とも中海干拓あっせん適格者と判断いたしましたので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方はご発言をお願いします。

17番 吉村 正君

議長。

議長：岡田 一夫君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。2つ目の案件について、家族等の構成員、従業員、本拠地が市外ということですが、従業員の方々も市外在住なのでしょうか。通勤に1時間半程度かかると思うので、いらない心配かもしれませんが、5名の方が従業員かと思いますが、わかればお願いします。

農林振興課 種田 容子君

安来市内の方はいらっしゃらないと聞いております。

議長：岡田 一夫君

全員市外の方のようですが、よろしいでしょうか。

17番 吉村 正君

はい。やると言っておられますから。ちょっと大変だなと思っただけです。

議長：岡田 一夫君

他に質問はございませんか。

議長：岡田 一夫君

それでは質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第10 議第87号 下限面積の設定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

21ページをご覧ください。議第87号 下限面積（別段の面積）の設定について このことについて、別紙のとおり農地法第3条第2項第5号の規定により審議を求めるものです。22ページには案件の内容、23ページに島根県における下限面積の状況、24ページに耕作規模集計表をつけておりますのであわせてご覧ください。22ページをご覧ください。下限面積（別段の面積）の設定について 平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。「農業委員会の適正な事務実施について」（20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知）が、平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。方針1 農地法施行規則第17条第1項に基づく現行の下限面積（別段の面積）50アールの変更は行わない。理由 島根県下の各市町村の下限面積の状況や平成30年度農家台帳から算出した耕作規模集計表を基に議論した結果、管内の農家で50アール未満の農地を耕作している農家が全農家数の4割以下の34.49%と依然低い数値であるため。なお、現在行っている農地利用状況調査の結果を踏まえると共に、小さい集落単位での耕作規模集計の実施及び別段の面積を設定している市町村の経過の確認を行い、引き続き検討を行う。方針2 農地法施行規則第17条第2項に基づく下限面積は設定しない。理由 島根県下の市町村において、空き家購入とあわせて個別に下限面積が設定されている自治体があり、全国的に広がりを見せていることは認識しているが、現在、具体的な要望等がないことから設定しない。今後、ニーズが高まっていけば、市の定住部門と制度設計を含めて協議、検討していく。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

10番 板垣 裕志君

はい。

議長：岡田 一夫君

10番 板垣委員。

10番 板垣 裕志君

10番 板垣です。先ほどもありましたけど、半農半Xで、現在島根県でそういう貸付で下限面積を下げている自治体はないでしょうか。

事務局：堀江 雄二君

失礼します。23ページに島根県における下限面積の状況を載せております。こちらに下限面積設定地域・地区名の右隣、下限面積の基準別が書いてあります。1項とか2項とか書いてありますが、この1項と書いてあるのが10a単位で下限面積を下げているもの、もう1つの2項とあるのが新規就農であるとか、例えばその地域に遊休農地、荒廃農地が非常に増えていることによって、さらに別段の面積を求めないといけないとしているものを設定する場合のものが2項、法律上の話ですけど設定されています。この中で先ほどの板垣委員からご質問については2項に該当する部分かと考えております。見ていただきますと、2項を設定しているところが出雲市、大田市、雲南市、飯南町、津和野町、吉賀町。全部の案件を確認したわけではございませんが、出雲市と雲南市につきましては2項の設定ということで、右側の設定面積を1aで設定しています。おそらく同じく飯南町と津和野町、吉賀町は分かりかねるところがありますが、1aと書いてあるところの部分については、おそらく空き家をセットにしたものではないかと考えます。吉賀町の10aを2項で設定している内容は確認しておりません。概ね島根県下、日本ではおそらく空き家とセットとしているものであるとか、出雲市は少し変わっていますが、必ずしも空き家とセットではなく、ごく小規模だが、別段の個別指定という形でしているということは伺っております。以上です。

議長：岡田 一夫君

よろしいでしょうか。

10番 板垣 裕志君

はい。

議長：岡田 一夫君

他に質問はございませんか。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第86号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

25ページをご覧ください。報第86号 農用地利用配分計画の認可の公告について このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。28ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地5筆が、このたび、個人に賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は平成31年2月19日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第12 報第87号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

30ページをご覧ください。報第87号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。31ページから35ページに届出内容載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、5件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第13 報第88号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

36ページをご覧ください。報第88号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。37ページから39ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、5件で、農業経営基盤強化促進法による解約3件、農地法による解約2件です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第21回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後 3時20分)



以上 会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため署名押印する。

安来市農業委員会 議長

安来市農業委員会 委員

安来市農業委員会 委員